

「城陽市週休2日制工事」Q&A

問1 今回（令和8年度）の見直しによる「週休2日」とは。

（回答）

この度の見直しによる「週休2日」は、改正前現場閉所と定められていた土日に加え、祝日も現場閉所の対象とするものです。

問2 週休2日において、「週」とは月曜日から日曜日までの7日間のことか。

（回答）

現場着手日が木曜日であれば、翌週の水曜日までが該当工事における「週」のサイクルとなります。

問3 週休2日において、夜間工事の場合は異なる曜日を跨ぐこととなる。

例えば、金曜日の夜から土曜日の朝まで作業する場合、土日の現場閉所の扱いは。

（回答）

夜間工事の場合、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていただければ、土日が現場閉所されたものとみなします。祝日も同様の考え方です。

問4 金曜日に急遽、受注者の責によらない事由で日曜日の現場作業が必要になったが、振り替える日がない。この場合の取扱いは。

（回答）

受注者の責によらず現場作業が必要となった日は、施工に必要な期間から除きます（この週の場合に限り日曜日の閉所は不要の扱い）。よって、当該の週においては土曜のみ現場閉所されていれば、当該週における週休2日は達成となります。

問5 対象外工事として「通年維持工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

（回答）

社会機能の維持に不可欠な工事であり、緊急対応を行うといった工事の性質上、週休2日の現場閉所が困難であることから対象外としています。

例： 東部地区道路維持修繕工事（単価契約）、西部地区道路維持修繕工事（単価契約）、樹木等維持管理工事（単価契約）など

問6 対象外工事として「現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

(回答)

地元調整や関係機関協議等により工事の作業時間や期間に制約があるため、休日にも作業を行い早期に完成させる必要があるといった工事を想定しており、週休 2 日の現場閉所が困難であることから対象外としています。

例：学校の夏休み期間中での工事 など

問7 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

(回答)

受注者の責めに因らない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として受発注者間の協議により、対象期間からの除外について決定することとします。

問8 週休 2 日に取り組む対象は、全ての下請業者も含むのか。

(回答)

契約書第 10 条第 3 項で、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としているため、下請け業者にもその範囲は及びます。

現場代理人が休日を取得する場合は、当該条項に合致する現場条件であることを受発注者で確認してください。

問9 現場閉所日に他の工事現場で働くことは認められるか。

(回答)

現場閉所日に他の現場に従事することは制限しません。

問10 週休 2 日確保以外のやむを得ない事由による工期変更は認めるのか。

(回答)

やむを得ない事由があると判断できる場合は、通常通り工期変更を認めて問題ありません。

問11 一つの工事契約において、施工箇所が点在している場合の現場の考え方は。

(回答)

施工箇所が点在していても、週休 2 日の取組みについては、1 工事単位で判断すること

になります。

問 12 現場及び現場事務所での事務作業は閉所しているものの、会社内で書類作成や安全教育を実施した場合はどのような扱いになるか。

(回答)

現行制度上、現場閉所したものとして扱います。

問 13 設計図書の変更に伴い、工期延長を行う場合の週休 2 日の考え方はどうなるのか。

(回答)

設計図書の変更を行った場合は、発注者にて週休 2 日が確保できる工期となるよう適切に工期設定を行い、工期延期の必要が認められる場合は、週休 2 日の対象期間も延長されます。

問 14 週休 2 日を実施すると工期末までに工事が完了できなくなってしまう場合、これを理由に工期延期は認められるか。

(回答)

発注時の工期算定については、週休 2 日で算出しているため、週休 2 日の確保を事由とした工期延期は認めていません。

問 15 現場終了日とは。

(回答)

工事施工範囲内ですべての作業が終了した日をいいます。なお、土木工事の場合、後片付け期間（工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間）は含まないものとします。

問 16 城陽市週休 2 日制工事実施要領第 7 の「明らかに週休 2 日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合」とは、どのような場合か。

(回答)

同項に記載のとおり、施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合（現場閉所率）が 28.5%（小数点第二位以下切り捨て。8 日/28 日）未満となる場合が主に挙げられます。このほか、受注者が工事着手日までに、週休 2 日を考慮した工程を工事監督員と協議しなかった場合等です。なお、その場合は「文書による改善指示」を行い、工事成績評定の工程管理における項目で「やや不適切である」にチェックが入ります。

問 17 今回の改定により補正係数による加算、費用計上、及び工事成績評定の加点がなくなった理由は。

(回答)

当該週休 2 日工事の取り組みについては、国がすべての建設工事において週休 2 日の推進がなされることを目的に、これを達成した受注者には補正係数による算出額をインセンティブとして与えるものとして試行的に開始し、今日まで本市も京都府と共に取り組んできました。

このたびの改定は、週休 2 日工事が一定程度達成されたとの判断のもと、国と京都府において当該取り組みの試行が完了し、費用計上等については行わないとの通知を受けたことから、本市もそれに合わせたものです。

また工事成績評定においても同様に週休 2 日工事が一定程度達成されていることを理由に特段の加点は行わない旨の改定をしております。

問 18 今回の改定により対象となる工事の種類に変更は。

(回答)

京都府においては営繕工事の実施要領を廃止しており、市もこれにならい今回の改定により対象工事から営繕工事を外し、土木工事のみを対象としています。